

平成 22 年 9 月 13 日

経済産業省
商務情報政策局商務流通グループ商務課 御中

全 国 銀 行 協 会

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（案）等に対する意見の提出について

平成 22 年 8 月 15 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(案)等に対する意見

別紙

項番	該当箇所(条項番号等)	意見	理由等
1	施行規則第1条	本条で掲げられる商品先物取引業者・商品投資顧問業者、および法第2条第25第6号記載の商品取引所の会員等について、主務官庁のウェブサイト等で具体的名称、住所の確認が可能か。	顧客保護の観点から当該法人等が「高度の能力を有する者等」であることを、商品先物取引業者として確認する方法があるか確認したい(金商法では届出を行った適格機関投資家等、法に規定されているものは個別具体名称、住所を金融庁ウェブサイトで確認できるため、平仄をとっていただきたい。類似名称の法人もあり、住所の確認も必要と考えるため)。
2	施行規則第1条第1項第1号	「商品先物取引業者」は取り扱う物品により許可を受ける主務大臣が異なると思われるが、ここで規定する「商品先物取引業者」は許可を受ける主務大臣に関わらず、一律「商品先物取引業者」として定義されるとの理解でよいか。	例えば、農産物のみ扱う商品先物取引業者と工業品に関する商品デリバティブ取引を行う場合も「高度の能力を有するもの」との取引との理解でよいか確認するため。
3	施行規則第1条第1項第1号	項番2に係り、一律「商品先物取引業者」と見做されるのであれば、主務大臣の許可、登録を受けた者(商品先物取引業者や商品投資顧問業者等)をウェブサイトに掲載する場合、許可を与える主務大臣の省庁の別に関わらず、掲載の業者名については、同一内容を同一時期に掲載して欲しい。	改正後に商品先物取引業者となるとと思われる商品取引員の名簿が、現在は経済産業省掲示のものと、農林水産省掲示のものとは異なっているため。
4	施行規則第1条第1項第1号	項番3に係り、ウェブサイトに掲載している商品先物取引業者リストの更新時期はどのようなタイミングで行うか明らかにして欲しい。また、例えば、商品先物取引業者である旨の確認は年に一度などの定期的な確認でよいか。	現状、ウェブサイトでの更新が不定期であり、都度確認が必要であった場合、円滑な取引を阻害する懸念があるため。
5	施行規則第1条第1項第6号	商品先物取引業者等の外国の法令上それに相当することについて、具体的にはどのように確認するのか。	確認することは実務上相当に困難であるため。
6	施行規則第1条第2項	資本金の金額は、資本金金額を指すのか。それとも各種準備金も含めた資本勘定全体を指すのか。	確認のため。
7	施行規則第1条第2項	資本金の額10億円は、取引の状況やその他事情から合理的に判断して10億円以上であると見込まれればよいか。	資本金を都度確認することは相当の事務負担であり、避けていただきたいため。
8	施行規則第1条の3	海外商品先物取引業者をブローカーとして、国内の商品先物取引業者が顧客の委託ではなく専ら自己トレーディング目的として海外商品先物取引の発注を行う行為は、商品先物取引業には該当しないとの理解でよいか。	確認のため。

9	施行規則第1条の4第1項～第4項	施行規則第1条の4第1～4項に記載のある法第2条第22項の解釈として、銀行がトレーディング目的として、自己の計算をもって外国商品市場取引を行うことは、商品先物取引業には該当しないとの理解でよいか。	確認のため。
10	施行規則第1条の4第4項	第4項で示されている当業者間のヘッジ取引は具体的にどのような取引を想定しているか。また、この取引を除外する理由は何か。さらに、ここでの「当業者」の範囲には、本規則第1条の6で規定されている「特定当業者」だけでなく、特定委託者および業として行っている一般顧客も含まれるのか。	確認のため。
11	施行規則第1条の6	地方公共団体は金商法では特定投資家であるが、本法では特定委託者ではないとの理解でよいか。	確認のため。
12	施行規則第1条の6	「第一種金融商品取引業者や第二種金融商品取引業者のうち商品投資販売業者である者」以外の金融商品取引業者(投資助言・代理業、投資運用業を行う者等)は特定委託者にならないとの理解でよいか。	確認のため。
13	施行規則第1条の6	特定委託者であれば特定委託者として取り扱う物品に制限はないとの理解でよいか。また、本条で掲げられる法人・団体等は主務官庁のウェブサイト等で具体的名称、住所の確認が可能か。	特に本条で掲げられる法人・団体等のうち、委託者保護基金・第二種業種でかつ商品投資販売業者は、金商法での規定もなく、定義だけでの判断は困難と思われるため。
14	施行規則第1条の6第2号	「特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人」とは、「特殊法人」および「独立行政法人」を指すとの理解でよいか。	確認のため(平成19年7月31日付「『金融商品取引法制の関する政令案・内閣府令案等』に対するパブリックコメントの結果等について」「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(以下「金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答」という。)」JP.106参照)。
15	施行規則第1条の6第3号・第4号	特定委託者の範囲として第3号にある金融商品取引業者とは、第1条第1項第4号で定義されている金融商品取引業者との理解でよいか。	確認のため。
16	施行規則第1条の6第8号	本号の規定には、上場会社の連結子会社は含まないとの理解でよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.107参照)。
17	施行規則第1条の6第9号	顧客の資本金について定期的(例えば1年ごと等)に確認を行っているにもかかわらず、顧客の増資・減資等の事情を知ることが困難であった場合には、基本的に、顧客から通知を受ける等により当該事情が明らかになるまでは、「一般委託者」として取り扱うことでよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.109参照)。
18	施行規則第1条の6第9号	法施行後において特定当業者または一般顧客として取引していた顧客が、増資により特定委託者の要件を満たした場合、告知のうえ特定委託者として取引することが必要か。また、特定当業者として取引することは不可か。	確認のため。

19	施行規則第1条の6第9号	法施行後において特定委託者として取引していた顧客が他の特定委託者、特定当業者、一般顧客と合併し、特定委託者としての資本金額要件を満たしている場合、存続会社について改めて特定委託者としての告知が必要か。また、存続会社が特定当業者または一般顧客であった場合、どうか。	顧客が合併した場合の対応を確認するため。
20	施行規則第1条の6第10号	「外国法人」の定義は、資本金や上場等の要件に係らず、法人格を持つものはすべてとの理解でよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.109参照)。
21	施行規則第1条の6第10号	「外国法人」とは、海外に設立されている法人の本邦における支店・法人を指すのか。あるいは海外に設立されている法人そのものを指すのか。	確認のため。
22	施行規則第1条の6第10号	海外にある外国法人に対して日本から営業する場合は、本法の規制を受けるか。また、海外にある外国法人に対して海外支店が営業する場合は、本法規制対象外との理解でよいか。	確認のため。
23	施行規則第1条の7	告知を行って特定当業者として取引していた顧客と、新たに当該業以外の商品(ただし、業務の関連で取り扱っている商品)に係るデリバティブ取引を始める場合は、当該顧客を特定当業者として扱うことが可能という理解でよいか。	確認のため。
24	施行規則第1条の7第1号、第2号 施行規則第1条の8第1号、第2号	「主たる原料又は材料」については、例えば、原油とガソリン、銅地金と銅板のように、いわゆる製造過程における「川上ー川下」のような関係になっていると判断できることを指しているとの理解でよいか。	確認のため。
25	施行規則第1条の7第3号	1.「相関関係」については、どのように理解すればよいか。例えば、本号の具体的事例としては、取引業者において分析・検証のうえ、相関性が十分認められることを前提として、LNGの仕入ヘッジとして原油指標のデリバティブ取引を勧誘する場合などを指すとの理解でよいか。 2.「合理的な判断」について、判断事例等、確認方法の一例なりとも示していただきたい。 3.(業として扱っている)取引対象商品である物品を顧客と個別に合意する等の必要はあるか(対象商品をどのように定めればよいか)。	原資産およびその加工物に限らず、例えば、原資産の価格変動ヘッジとして当該顧客が申し出たものは全て相関関係があるとみなしてよいか確認するため。

26	施行規則第1条の7第3号	<p>1.「商品市場における相場等も係る変動その他の事情から合理的に判断して、物品の価格と他の物品の間に相関関係」については、登録金融機関におけるヘッジ見合いでの案件採り上げの審査において、通常確認・検証しているため、当該審査を経て採り上げた案件の顧客を、遍く、契約日の1年後、特定当業者として取り扱えばよいとの理解でよいか。</p> <p>2.1つの物品で上記相関があると認められた場合で、契約日の1年後特定当業者となった場合には、業として取扱う全ての物品について特定当業者として取り扱えばよいとの理解でよいか。</p>	確認のため。
27	施行規則第1条の8	「最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結した日から」とあるが、ここで言う商品先物取引業者とは、当該勧誘を行う業者のみを指すのか。あるいは他の業者も含まれるのか。	取引状況について、自社との取引のみで考えるのか、他の商品先物取引業者等との取引も含めて考えるのか、確認するため。
28	施行規則第1条の8	項番27について、他の業者も含まれるのであれば、他の業者との取引状況については顧客からの申告ベースで確認することによいか。また、顧客から申告がない場合などは、合理的に特定当業者と判断することは困難なため、特定当業者として取り扱わないという対応でもよいか。	他の業者との取引状況を網羅的に確認することは困難と想定されるため。
29	施行規則第1条の8	項番27について、他の業者も含まれるのであれば、勧誘プロセスの途中で他の業者との取引が判明する場合も多いことから、勧誘開始時は一般顧客として取り扱い、合理的に特定当業者であると判断できた時点(含む締結直前)で特定当業者とみなすという対応でよいか。	他の業者との取引状況が判明するのは、勧誘の初期段階では困難な場合も多いため。
30	施行規則第1条の8	例えば、取引期間1か月の商品デリバティブ取引契約を行った場合において、契約の終了から長期間未締結状態が続いていても、最初に取引を行ってから1年以上経過している場合には、終了してからの期間によらず、特定当業者として扱うとの理解でよいか。	確認のため。
31	施行規則第1条の8	特定委託者(プロ)と特定当業者(プロ)で行為規制上の差異はないとの理解でよいか。	確認のため。
32	施行規則第79条第1項第1号 施行規則第80条第1項第12号 様式1号 施行規則第123条	申請書に記載する資本金、純資産額に関する調書、負債比率、流動比率は、定義を明確化すれば、銀行単体ベースあるいは銀行連結ベースのどちらでもよいか。また、資本金以外の計数項目全般についても、同様の理解でよいか。	確認のため。
33	施行規則第80条	法第195条とも関連して、施行規則第80条の添付書類の記載内容に変更が生じた場合であっても、法第192条第1項に関係するものでない限り、変更の都度、法第195条にもとづく変更届出は不要との理解でよいか。	例えば、社内規則の軽微な変更などの都度、届出を行うことは実務上の負担が大きいことから確認するもの。

34	施行規則第80条第1項第6号、第7号、第18号 施行規則第82条第1項第4号、第2項第4号	許可申請書や届出書に添付する書類のうち、業務内容について定めた方法書や規定、社内規則等については、店頭商品デリバティブ取引に限定した態勢や規定を整備することまで求める趣旨ではなく、店頭デリバティブ取引全般について定めたもので問題ないとの理解でよいか。	実務上の観点から確認するもの。
35	施行規則第80条第1項第8号	商品・商品指数については、1つ1つの指標ではなく、例えば、「原油」など適宜合理的な範囲での区分にて記載することで問題ないとの理解でよいか。	指標の追加の都度、届出を要する場合、実務上の負担が大きく、また迅速な顧客へのソリューション提供に支障を生ずる可能性があるため。
36	施行規則第80条第1項第12号	純資産額規制比率の対象外である銀行は、様式第1号については作成・添付不要との理解でよいか。	確認のため。
37	施行規則第80条第1項第5号 施行規則第82条第2項第3号	異動が頻繁な銀行にとって、多数の役員の住民票、履歴書、官公庁証明書、誓約書等を提出するのは、非常に煩雑であり、ハンドリングリスクも高まる。金融商品取引法金融商品府令47条第1項第2号において「登録金融機関業務を担当する役員」と限定されているのと同様に、規制の趣旨に鑑み、「店頭商品デリバティブ取引を担当する役員」に限定して欲しい。 役員の氏名または名称および住所に変更があった都度、「商品先物取引業にかかる人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」を提出することは、①金融商品取引法でも規定がないこと、②様式11号年次報告書「1.(9)商品先物取引業の執行体制」において年次で報告すること、を踏まえて削除して欲しい。	負担軽減・業務効率化のため。
38	施行規則第80条第1項第8号 施行規則第82条第1項第5号	物品が1つであれば「商品」、2つ以上を「商品指数」との理解でよいか。この意味では、WTIは「商品」との理解でよいか。 また新商品開発の都度、許可申請・届出を行うことになると非常に煩雑であり顧客ニーズへの迅速な対応の妨げにもなることから、実際の記載方法については、例えば「原油、重油、アルミニウム」といった表示にする等、柔軟な対応を許容いただきたい。	確認のため。
39	施行規則第80条第1項第9号 様式第3号	様式第3号における「内部管理に関する業務を行う組織の概要」において、「当該課以上の組織ごとの責任者の氏名、役職名及び業務の概要」とあるが、当該記載を削除し、内部管理に関する業務を統括する責任者1名の氏名、役職名等を適宜記載することで可として欲しい。	金融商品取引法上の登録申請において、「課以上の組織ごとの責任者の氏名、役職名」を記載することは求められておらず、金商法と平仄をとった体制を確保するため。
40	施行規則第80条第1項第10号	電子情報処理組織の概要、設置場所、容量、保守の方法、異常時対処方法が求められているが、金融商品取引法業府令第17条第1項第8号において金融商品取引業者の許可において必要とされているものであり、登録金融機関には求められていないため、登録金融機関は対象外として欲しい。	確認のため。

41	施行規則第80条第1項第11号	「過去5年以内に商品先物取引業に関して禁錮刑以上の刑に処せられた者」(外国の相当法令含む)に関する記載事項であるが、商品先物取引業の概念は2011年1月1日以降であるため、金融機関の初回許可申請においては、記載不要との理解でよいか。	確認のため。
42	施行規則第80条第1項第12号 様式第1号	「許可申請日前30日以内に作成」とあるが、登録金融機関は決算期等の純資産額算出は不可能であることから、2010年3月末決算期等追記すればよいとの理解でよいか(金融商品取引法では登録金融機関に求められていない様式)。	負担軽減・業務効率化のため。
43	施行規則第80条第1項第13号 施行規則第80条第2項第2号 施行規則第116条第1項様式第11号 記載上の注意11	1.収支に関し、登録金融機関では、コモディティ・デリバティブのみでの収支把握が困難であるため、業対象外取引を含む対顧の収益計画(インターバンク取引は除く)を記載することを許容いただきたい。 2.計画書・根拠についても、コモディティ・デリバティブのみを詳細に記載をすることは困難であり、過去実績、足元環境等を簡潔に記載することでよいか。	確認のため。
44	施行規則第80条第1項第16号 施行規則第83条第1・2項	兼業業務に関しては、国内法にもとづく業を許可申請書へ記載・届出等すればよく、海外法にもとづく業は記載・届出等不要との理解でよいか。例えば、国内銀行であれば、銀行業務・兼営信託業務・登録機関業務(金融商品取引法)と記載・届出等すれば足り、海外(例えば中国)における銀行業などを記載・届出等する必要はないとの理解でよいか。	確認のため。

45	<p>施行規則第80条第1項第17号 施行規則第82条第1項第7号 施行規則第84条第1項 施行規則第85条第1・2項</p>	<p>1.第84条による規制の目的を明らかにされたい。</p> <p>2.施行規則第84条第1号については、従業員数(OBを含む)が膨大な金融機関においては、対応不可能と考えられる。 必ずしも本制度の目的が明らかではないが、銀行法に基づく各種規制によって代替可能であるかといった点を考慮したうえで、対象外とする方向で検討されたい。</p> <p>3.施行規則第84条第2号に関し、登録金融機関では、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に則り、関連会社を定義し、管理している。 一般的な財務諸表規則以外の新たな枠組みにより、膨大な関連会社を再度分類し、管理することは実務上困難と考えられる(特に、「継続的で緊密な関係維持」であることを判定すること等)。 必ずしも本制度の目的が明らかではないが、銀行法に基づく各種規制によって代替可能であるかといった点を考慮したうえで、対象外とする方向で検討されたい。 また、少なくとも、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の関連会社の定義にあわせ、届出の対象は議決権15/100以上としていただきたい。</p> <p>4.施行規則第84条第2号に記載のある内容について把握し、遅滞なくまたは2週間以内に届出を行うことは極めて困難である。届出を年に1度にするなど、運用面で柔軟な対応を許容していただきたい。</p> <p>5.施行規則第80条第1項第17号における様式5号・施行規則第85条第1項における様式8号の作成、および定款、登記事項証明書、直前計算書類の提出については、関係会社が非常に多い金融機関にとっては、実務負担が極めて重いことから、運用面で柔軟な対応を許容していただきたい。</p>	<p>金融商品取引法にはない規定であり、大変に過度な事務負担が発生し、対応が極めて困難なため。</p>
46	<p>施行規則第80条第1項第18号イ、ホ</p>	<p>イ、「当該業務の管理」部署とは、内部管理部署ではなく、商品を所管する対顧客の営業部署との理解でよいか。</p> <p>ホ.金融機関では、定型・非定型の契約書が多数存在し、都度カスタマイズも実施しているため、定型的な契約書を例示的に添付することでよいか。</p>	<p>確認のため。</p>
47	<p>施行規則第82条第1項第5号</p>	<p>第80条第1項第8号に関連して、商品・商品指数については、1つ1つの指標ではなく、例えば「原油」など適宜合理的な範囲での区分で考えることで問題ないとの理解でよいか。</p>	<p>指標の追加の都度、届出を要する場合、実務上の負担が大きく、また迅速な顧客へのソリューション提供に支障を生ずる可能性があるため。</p>
48	<p>施行規則第82条第2項第2号、第5号、第12号</p>	<p>第2号:登録金融機関については、営業所・事務所の新設・移転・廃止等は頻繁にあることから、実態を考慮し、運用面で柔軟な対応を許容いただきたい。</p> <p>第5号:登録金融機関は、資本金の変動につき、都度当局(金融庁)に報告を行っていることから、免除して欲しい。</p> <p>第12号:登録金融機関は、定款の変更につき、都度当局(金融庁)に報告を行っていることから、免除して欲しい。</p>	<p>第2号:登録金融機関においては営業所・事務所の新設・移転・廃止等は頻繁にあり、過度な事務負担となるため。</p> <p>第5号・第12号:異動があった場合、銀行法上、都度当局に報告を行っており、負担軽減のため。</p>

49	施行規則第82条第2項第4号イ	ここでいう「変更」とは、法第2条第22項の業の種別の追加を指し、商品の追加・変更を指すものではないとの理解でよいか(施行規則第80条第1項第5号に該当する場合を除く)。	「変更」の定義について幅広い解釈余地が残ると、実務上の混乱を招く恐れがあるため、確認するもの。
50	施行規則第83条	銀行についていえば、実質的には商品先物取引業が兼業業務的な位置付けであること、また他の法律(銀行法・金商法等)にもとづく許認可を受けた法人であることを踏まえ、兼業業務の届出については、不要として欲しい。仮に届出が必要であるとするならば、例えば「銀行法にもとづく銀行業(付随業務を含む)」などの届出を許容して欲しい。	銀行にとって銀行業が本業であることは明確であるため。また、当局(金融庁)による銀行法上の監督を受けている実態を考慮すれば、届出は不要と考えられるため。
51	施行規則第90条の2	告知の方法については、顧客が告知内容を的確に理解できるように行われるのであれば、様式を含めた方法については問わないとの理解でよいか。また、交付する書面、業者が同意を行う書面については、例えば、他の顧客説明資料などの書面上に告知内容を記載し、説明することで問題ないとの理解でよいか(以上、施行規則第90条の5、第90条の8、第90条の10、第90条の14、第90条の15、第90条の17、第90条の18、第90条の20、第90条の22についても同じ)。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.186参照)。
52	施行規則第90条の2	施行規則第90条の2に記載がある告知についての法第197条の3の記載において、「商品取引契約を過去に当該特定委託者/特定当業者との間で締結したことがない場合」とは、商品先物取引法施行日以後の取引のみを指すのか。それとも施行日以前における、本法の商品デリバティブ取引に該当する取引の締結も含まれるのか。	特定委託者・特定当業者への告知義務を要する商品取引契約の定義について確認したいため。
53	施行規則第90条の2	特定委託者への告知については、法第215条における顧客の適合性に則った勧誘・説明を行うことを前提として、勧誘開始以降取引の締結までのいずれかのタイミングで実施し、顧客意向を確認しつつ対応するということがよいか(以上、特定当業者への告知・同意についても同様)。	特定委託者・特定当業者の判断が勧誘の初期段階では困難な場合も多いと考えられるため。
54	施行規則第90条の2	特定委託者であっても、本件告知の段階で業者として原則一般顧客への移行を促し、顧客の応諾を得る対応は問題ないとの理解でよいか(一般顧客への移行の強要や顧客が特定委託者のままでの対応を要望した場合は除く。以上、特定当業者への告知・同意についても同様)。	実務上、委託者保護を確保するため。
55	施行規則第90条の2	施行規則第90条の8で、特定委託者成りしたものが一般顧客になった場合、一般顧客に戻る前の契約については特定委託者として扱う旨の規定があるが、本条で特定委託者が一般顧客成りした場合の規制等に関しても、一般顧客成り以前に契約したものに關する規制等は特定委託者として扱われるとの理解でよいか。	確認のため。

56	施行規則第90条の7	特定委託者等以外の顧客である法人が特定委託者とみなされる場合の期限日を「一定の日」と定めた場合において、当該「一定の日(=期限日)」をはじめ特定委託者とみなす旨の「承諾日」とすると、次回期限日は施行規則第90条の7第2項の規定により翌年の期限日の前日となると思われる。このような場合においては、法第197条の5第2項柱書きの「承諾日から起算して1年を経過する日」の適用を受けるものとして取り扱い、翌年の期限日までとしてよいのか。	一定の日を設けた場合の運用について確認するもの。
57	施行規則第90条の7第1項	期限日について一定の日を定める場合、顧客一般が当該「期限日の定め」を的確に認識できるように行われるのであれば、例えば、ウェブサイト等や書面の交付等による公表も認められるとの理解でよいのか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.191参照)。
58	施行規則第90条の16第1号、第2号	特定当業者が売買等を業として行っている物品について、「主たる原料又は材料」との記載があるが、「主たる」との記載は不要であり、「業として行っている物品」に限定するだけでよいのではないのか。	特定当業者が多様な商品を取り扱っている場合などは、「主たる」原料または材料の特定が難しいため。
59	施行規則第90条の7第2項 施行規則第90条の19第2項	最も遅い日ということは当該一定の日が複数設定可能という理解でよいのか。	確認のため。
60	施行規則第90条の8	業商品の取扱いが1年未満で、業外商品の取扱いがない顧客は、特定当業者成りはできても、特定委託者成りできないとの理解でよいのか。	確認のため。
61	施行規則第90条の8第2項第1号	一般顧客から、初回契約後に特定委託者として取り扱う旨の申出を受け商品先物取引業者が承諾した場合、承諾前の契約または規定にもとづく行為は全て一般顧客としての対応が必要か。	本号では、特定委託者(または特定当業者)が一般顧客として扱う旨の申出をした場合、期限日以前の契約については法令の規定または契約の定めにもとづいて行う行為が特定委託者として取り扱われるとの記載があるが、その逆の場合の対応が不明確のため、確認するもの。
62	施行規則第90条の8第2項第1号	「期限日以前に締結した」とあるのは、「期限日以前の特定委託者成りしていた期間に締結した」という意味であるとの理解でよいのか。もしくは一律期限日以前に締結したものは全てか。	一般顧客がある商品取引契約を締結した後特定委託者成りし、期限日を迎え再び一般顧客に戻った場合、「期限日以前に締結した商品取引契約」に前述取引契約(一般顧客であった時点で行った契約)が入るのかを確認するもの。
63	施行規則第90条の8第2項第4号	法第197条の5第2項第6号と同意か。	確認のため。
64	施行規則第90条の16第3号	1.「合理的判断」や「相関関係」の基準等を具体的に示していただきたい。 2.(業として扱っている)取引対象商品である物品を顧客と個別に合意する等の必要はあるか(対象商品をどのように定めればよいのか)。	原資産およびその加工物に限らず、例えば、原資産の価格変動ヘッジとして当該顧客が申し出たものは全て相関関係があるとみなしてよいのか確認のため。

65	施行規則第90条の16 (法第197条の9)	<ul style="list-style-type: none"> ・「当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買等を業として行っているもの」であれば、商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結して1年経過していないもののみが本条の対象との理解でよいか。 ・当該法人から「業として行っている」との申告があればよいか。 ・「業としていない一般委託者」は、「特定委託者」としての取扱いの申出はできるが、「特定当業者」としての取扱いの申出はできないものとして取扱ってよいか。 	確認のため。
66	施行規則第90条の8 施行規則第90条の19	<p>施行規則第90条の8(法第197条の5)において、特定当業者成りした一般顧客が特定委託者に移行できないのに対し、施行規則第90条の19(法第197条の9)において、特定委託者成りした一般顧客が、特定当業者に移行できることにどのような意図があるのか、法の趣旨を確認したい。</p> <p>また、上記のように特定委託者成りした一般顧客が特定当業者に移行できるのにもかかわらず、そもそも特定委託者であったものが、特定当業者成りできないことに、どのような意図があるのか、法の趣旨を確認したい。</p>	確認のため。
67	施行規則第91条	営業所毎とは海外に関しては不要との理解でよいか。	確認のため。
68	施行規則第91条	「業務の種別」は、法第2条第22項各号(例えば「店頭商品デリバティブ取引」と記載する)との理解でよいか。	確認のため。
69	施行規則第91条	標識の設置には3か月程度の経過措置を設けていただきたい。	全国展開している金融機関の場合、標識の発注・設置には時間が必要なため(金商法整備政令附則第23条第1項と同様の措置)。
70	施行規則第91条	様式第9号で規定される大きさを確保する事を前提として、金融商品取引法における標識と同じプレート(紙面)上に併記するなど、効率的な対応は可能か。	確認のため。
71	施行規則第91条	標識掲示義務があるのは、商品先物取引業を行う本店、支店その他の営業所または事務所に限定され、商品先物取引業を行わない営業所や無人の店舗外ATM等については、標識掲示義務がないとの理解でよいか。	確認のため。
72	施行規則第92条	法第200条第3項に定める申請書の形式、ならびに申請書と第4項で定める履歴書との関係(違い)は何か。	記載に重複項目があるため。

73	施行規則第92条	法第200条第3項第2号ハおよびニについて ①申請者本人記載の履歴書(同4項規定)による提出としていただきたい。 ②また、記載事項は所属業者とその業者所属における外務行為の有無(期間の記載に代えて)とすることを許容していただきたい。	①申請者の入社前の外務員履歴データを各協会員が管理することは不可能であるため。 ②従事期間の記載を申請者に求めるのは、エビデンスのないなか、困難と考えるため。
74	施行規則第92条	知識および経験を有することを証する書面は任意の様式との理解でよいか。	確認のため。
75	施行規則第92条	営業店の職員は取引先からニーズを伺うまでを行い、顧客への商品説明および約定は本部所管部署のみが行う体制をとる場合においても、営業店の行員は外務員登録が必要か。	外務員登録が必要である社員の範囲を確認するため。
76	施行規則第92条	金商法では、外務員登録は国内に限るものであり、海外での営業行為には規制が適用されないが、商先法においてもそのような理解でよいか。	確認のため。
77	施行規則第92条第1項第1号	今回の未改正部分ではあるが、「登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等」には、運転免許証・健康保険証・各種福祉手帳・年金手帳・住民基本台帳・パスポート等のコピーが含まれるとの理解でよいか。	日本証券業協会等における、金商法にもとづく外務員登録実務との平仄のため。
78	施行規則第92条第2項第2号 施行規則第117条第2項様式第6号	1.第92条 「訴訟又は調停の発生状況及びその処理状況」とは、当該更新を行う外務員の「店頭商品デリバティブ取引に関する状況」との理解でよいか。この理解であれば、月次等別途報告を求められていることから、外務員更新毎の外務員別報告は不要として欲しい。 2.第117条 月次ではなく、金融商品取引法金商業等府令第200条第8号「都度遅滞なく」にあわせて欲しい。	負担軽減および金商法との平仄を合わせるため。
79	施行規則第93条第4号	外務員登録原簿の記載事項のうち、「住所」については実務上の負担を考慮し、例えば「事業者において適切に外務員データの管理を行い最新の情報を把握できる態勢となっている場合には変更が生じた都度届出を行うことは不要とする」などの運用をご検討いただきたい。	実務上の観点から要請するもの。
80	施行規則第100条の3	取引先を訪問しセールス活動を行う際に利用するセールス資料のうち、例えば特定の想定元本金額・期間等を表示している、当該顧客のために個別に作成した提案書は、広告等に該当しないとの理解でよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.238～239参照)。
81	施行規則第100条の3	いわゆる相場情報提供資料であって、特定の商品を勧誘するものではないことを明示していれば、広告等には該当する訳ではないとの理解でよいか。	確認のため。

82	施行規則第100条の3第1項第3号イ	「商品取引契約の名称または通称」とは、具体的にどのようなものか。「店頭商品デリバティブ契約」とすれば足りるか。	確認のため。
83	施行規則第100条の4	個別の商品取引の概要について言及しない事を前提に、ホームページに掲載する「会社の事業活動を紹介するための情報提供」や「株主向けの情報開示」等、単なる取扱業務の紹介に留まる文章は広告等の規制をうける「商品先物取引業の内容」には該当せず、特段の対応は不要との理解でよいか。	確認のため（金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.229～231参照）。
84	施行規則第100条の6第1項第2号 施行規則第104条第1項第17号	売り付けの価格と買い付けの価格の差とはオファービッドを指しているとの理解でよいか。イ、ロ、ハはどういった取引を指しているのか。	確認のため。
85	施行規則第100条の6第1項第2号ハ	約定した期間の開始時とは、約定時を指すのかそれとも計算期間開始日等を指すのか。	確認のため。
86	施行規則第103条第1項第7号	登録金融機関における店頭商品デリバティブ取引の多くは、他のデリバティブ取引同様、中途解約を原則不可としつつ、契約当事者同士が合意した場合には、必要な清算金の受払を行うことで取引の終了を認めるという契約が一般的である。このような契約を締結すること、および仮に顧客から中途解約の申出があった場合に業者と顧客とが必要な協議等を行うことは、本号の禁止行為には該当しないことを確認したい。	左記事項が禁止行為に該当する場合、取引慣行に重大な影響を与えることから確認するもの。
87	施行規則第103条の3第1項	事故の確認を要しない場合に、以下の事項を追加願いたい。 次に掲げる指定のいずれかを受けた指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合 イ 金融商品取引法第156条の39第1項の規定による指定 ロ 無尽業法第35条の2第1項の規定による指定 ハ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第12条の2第1項の規定による指定 ニ 農業協同組合法第92条の6第1項の規定による指定 ホ 水産業協同組合法第121条の6第1項の規定による指定 ヘ 中小企業等協同組合法第69条の2第1項の規定による指定 ト 信用金庫法第85条の4第1項の規定による指定 チ 長期信用銀行法第16条の8第1項の規定による指定 リ 労働金庫法第89条の5第1項の規定による指定 ヌ 銀行法第52条の62第1項の規定による指定 ル 貸金業法第41条の39第1項の規定による指定 ヲ 保険業法第308条の2第1項の規定による指定 ヰ 農林中央金庫法第95条の6第1項の規定による指定 カ 信託業法第85条の2第1項の規定による指定 コ 資金決済に関する法律第99条第1項の規定による指定	各業法に規定されている指定紛争解決機関は、各業法の主務官庁から指定を受けた機関であり、同項に掲げられる他の場合と中立性・公平性等に遜色がないと考えられるため。 また、各業法の主務官庁から指定を受けた指定紛争解決機関における和解が成立しているにもかかわらず、事故確認を要するとなると、ADR制度の1つの特徴である「迅速な手続」が担保されなくなるため。

88	施行規則第103条の6第1項	顧客が内容を確認したことを証明する書類とは、顧客から確認書を徴求するとの理解でよいか。	確認のため。
89	施行規則第104条	商先法第217条で定める「商品取引契約を締結しようとするとき」には、店頭商品デリバティブ取引に係る契約関係を解消しようとする行為は該当しないとの理解でよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.278参照)。
90	施行規則第104条第1項第11号	「取引証拠金等(当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金その他の保証金その他主務省令で定めるもの)」とは、いわゆる商品先物取引や商品CFD取引において、顧客が業者に預託する取引証拠金が該当するとの理解でよいか。	店頭商品デリバティブ取引の担保金が、当該取引以外の取引も担保する性質のものである場合(銀行が一般的に取得する根質権設定による預金担保)は、本規定に該当しないことを確認するため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.314 項番246参照)。
91	施行規則第104条第1項第11号	本号に該当するものがない場合は記載不要との理解でよいか。	確認のため。
92	施行規則第104条第1項第15号	「取引を決済する方法」とは、現物決済の可能性がある取引を想定しており、全て差金決済の店頭商品デリバティブ取引のように、現物決済の可能性がある取引については、記載不要、または取引当事者同士の債務の履行方法の記載を行えば足りるとの理解でよいか。	本号の対象範囲の確認のため。
93	施行規則第104条第1項第17号	契約締結前交付書面に網羅的に価格等を記載することを求めているのではなく、例えば、店頭商品デリバティブ取引の場合は、「オファー・ビッドの差があること」等、売付け価格と買付け価格との間に差があることを記載していれば問題ないととの理解でよいか。	確認のため。
94	施行規則第104条第1項第18号	店頭商品デリバティブ取引に関する「契約終了の事由がある場合の内容」については、顧客が理解できるような内容であれば、要約して記載したり、契約書等を引用する方法も妨げられるものではないとの理解でよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.304参照)。
95	施行規則第104条第1項第22号	内容と方法は具体的にはどのようなことを記載すれば足りるか。	確認のため。
96	施行規則第104条第1項第23号	「顧客が連絡する方法」については、各種照会等に対応する窓口適切に取り次ぐ体制となっていることを前提に、代表電話等を記載する対応は妨げられるものではないとの理解でよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.307参照)。
97	施行規則第104条第2項	具体的にどのようなケースを想定しているか。また、こうしたケースでも締結前書面自体は交付することを要するのか。	確認のため。

98	施行規則第106条 附則第12条 附則第13条	施行規則附則第12条および第13条にある「新法第217条第1項に規定する事項に相当する事項について同項の規定の例により書面を交付しているとき」とは、新法第217条第1項の要件を全て満たしていなくても、合理的に判断して同様の内容が記載されている書面を顧客に交付・説明しているときも含まれるとの理解でよいか。	合理的に法第217条の趣旨に則っているとみなすことが可能な書面を既に顧客に交付・説明している金融機関等にとっては、現在印刷している紙面を一律的に使用できないとされると、紙の大量破棄など環境配慮に逆行した対応を行うこととなるため。
99	施行規則第106条 附則第12条 附則第13条	既存顧客との間で施行日から3月を経過するまでの間に商品デリバティブ取引契約を締結する場合には、契約後遅滞なく契約締結前交付書面を交付すれば足り、との経過措置をお願いしたい。	施行日前後に勧誘・締結が跨る顧客への利便性を確保するため(金商法業等府令附則第5条と同様の措置)。
100	施行規則第108条	本条の趣旨としては、商品取引契約の締結前に契約締結前交付書面の顧客への交付・説明が必要であることを明確化したとの理解でよいか。	確認のため。
101	施行規則第108条の2	「一の商品デリバティブ取引について二以上の～場合」とは具体的にどのような場合を想定しているか。一の商品先物取引業者が説明をした、という事実は、顧客からの申告で確認することでよいか。	金融機関の取引の場合は、各金融機関がそれぞれ説明する機会が多いため、どのような取引形態を想定されているのか確認するもの。
102	施行規則第109条1項11号イ～ハ	具体的には、どのような取引を想定しているか。	確認のため。
103	施行規則第109条3項	どのような場合を想定しているか。「一の商品先物取引業者が通知した」という事実は、顧客から通知があったことだけを確認すればよいか。	金融機関の取引の場合は、各金融機関がそれぞれ自身の取引分を通知する機会が多いため、どのような取引形態を想定されているのか確認するもの。
104	施行規則第109条の2	「当該取引の条件」を記載していれば、契約締結時交付書面で記載が求められる事項については記載不要との理解でよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.372参照)。
105	施行規則第109条の2第1項第1号	「契約書」は取引約定書およびISDA契約にもとづくコンファメーションも含まれるとの理解でよいか。	確認のため。
106	施行規則第109条の2第2項	電磁的な方法とはメールも許容されるとの理解でよいか。	確認のため。
107	施行規則第111条	先物取引(法第2条における商品取引所の定める基準および方法に従って行われる取引)を取り扱わない場合には、商品取引責任準備金は対象外との理解でよいか。	確認のため。

108	施行規則第113条	商品取引業者が行う自己勘定の商品先物取引(B勘定で実施しているものを含む)に関する帳簿は、業対象外のため、作成不要との理解でよいか。	確認のため。
109	施行規則第113条第1項第2号別表第4号	<p>1.帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては当該事項に準ずるもの(例えば、海外商品先物取引におけるティックカー)を記載し、該当する事項がないものについては記載を要しないとの理解でよいか(例えば、店頭商品デリバティブには、限月・手数料等の概念なし。金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針等にも、「帳簿書類の記載事項のうち、該当する事項に直接合致しないものについては、当該事項に準ずるものを記載し、該当するものがないものについては記載を要しない」と記載あり)。</p> <p>2.注文伝票他別表第4号に定める法定帳簿の項目全般につき、金融商品取引法施行時の整理と同様、契約書により判断可能であるものは、記載不要としてよいか(金融庁「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.482・No.111・112他においても「帳簿書類記載事項の一部につき、契約書と一体として当該帳簿書類とすることができる旨、監督指針Ⅲ-3-3(1)⑨に記載」と記載あり)。</p> <p>3.自己または受託の別について、登録金融機関における店頭商品デリバティブ取引は、顧客と自己との相対取引であることが明らかであるため、金融商品取引法施行時の整理と同様、記載不要としてよいか(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P470No.43～45参照)。</p>	確認のため。
110	施行規則第113条第1項第2号別表第4号	<p>1.商品デリバティブ取引残高帳と商品デリバティブ取引受渡計算帳は、金融商品取引法では、トレーディング商品勘定元帳に該当するものと思われるが、帳票が多くなる分、システム開発・保管の負荷がかかるため、内容に不足がないことを前提に、「商品デリバティブ取引残高帳兼商品デリバティブ取引受渡計算帳」として、1つの帳票を作成・保管することを許容いただきたい。</p> <p>2.特定店頭デリバティブ取引日記帳・特定店頭デリバティブ受渡計算書については、各々、商品デリバティブ取引日記帳・商品デリバティブ取引受渡計算帳と同様の内容であるため、システム開発・保管の負荷軽減の観点から、商品デリバティブ取引日記帳と商品デリバティブ取引受渡計算帳を作成・保管すればよいこととされたい。</p>	負担軽減・業務効率化のため。
111	施行規則第113条第1項第2号様式第4号「商品デリバティブ取引勘定元帳」記載上の注意9、10、12	「入出金」および「差引残高」に関し、登録金融機関では現金のみであるため、「現金又は有価証券の別」および「銘柄」は記載を要しないとの理解でよいか。	確認のため。

112	施行規則第113条第1項第2号「商品デリバティブ取引受渡計算帳」 施行規則第171条第1項第2号「特定店頭商品デリバティブ取引受渡計算書」	1.「商品」ではなく、「商品又は商品指数」ではないのか、確認したい。 2.帳簿名に関し、施行規則第113条第1項第2号「商品デリバティブ取引受渡計算帳」と同様に、「特定店頭商品デリバティブ取引受渡計算帳」ではないのか、確認したい。	確認のため。
113	施行規則第113条 附則第11条	帳簿の作成自体について施行日から1年間の経過措置をお願いしたい。	金融機関においては、同種の帳簿を作成していないものもあり、いずれにしてもシステム構築が必要なため。
114	施行規則第113条 附則第11条	附則第11条にある「準ずる帳簿を作成している場合には…みなす」とは、必ずしも1つの帳簿として法令どおりの体裁で整備することではなく、他の帳簿に記載がある、データで保有し必要なときに速やかに準備できる等の態勢が整備されていれば許容されるとの理解でよいか。	確認のため。
115	施行規則第116条第1項 様式第11号	1.登録金融機関の場合、「1(4)株主総会等の決議事項の要旨」「1(6)営業所等並びに役員及び使用人の総数」「3.訴訟に関する事項」には、商品先物取引業関係の事項・営業所・役員・使用人・訴訟等のみを記載するとの理解でよいか。 2.登録金融機関の場合、「2.商品先物取引業の状況」の「(3)兼業業務の状況」において、登録金融機関の本来業務・登録金融機関業務・兼営信託業務を記載することになるが、 (1)登録金融機関の業務は、「4.経理の状況」と重複するため、「4.経理の状況」参照等と記載することでよいか。 (2)登録金融機関業務は、金融商品取引法上の事業報告書「8.登録金融機関業務」において金融庁に報告しており、同報告書参照等と記載することでよいか。 (3)記載上の注意15において、「兼業業務毎に収支」の報告が求められているが、登録金融機関では、登録金融機関の本来業務・登録金融機関業務・兼営信託業務・商品先物取引業の収支切り分けが困難。上記(1)(2)以外の兼営信託業務については、対願収益を記載するとの理解でよいか。 3.登録金融機関については、「4.経理の状況」は、金融商品取引法の事業報告書でも求められておらず、EDINETにおいて有価証券報告書を公表しているため、監査報告書(写)も含め、免除して欲しい。 4.記載上の注意8において「営業所等の設置・廃止・名称変更・所在地変更があった場合には、その旨注記」を求められているが、①金融商品取引法では求められていないこと、②登録金融機関では斯かる変更は頻繁にあり実務上極めて対応が困難なこと、から、運用面で柔軟な対応を許容いただきたい。	確認のため。
116	施行規則第116条第1項 様式第11号 様式第12号	①商品市場における取引の状況、②外国市場商品市場取引の状況、③店頭商品デリバティブ取引の状況、について、①②③いずれも報告単位は「(取引)数量」となっている。数量は取引所取引の場合は枚数、OTCの場合は想定元本金額との理解でよいか。	確認のため。

117	施行規則第116条第1項 様式第11号 様式第12号	①商品市場における取引の状況、②外国市場商品市場取引の状況、③店頭商品デリバティブ取引の状況、について、「商品又は商品指数」、「取引の種類」は具体的にどのような項目を記載すればよいか。	確認のため。
118	施行規則第116条第1項 様式第11号 様式第12号	①商品市場における取引の状況、②外国市場商品市場取引の状況、③店頭商品デリバティブ取引の状況、について、外貨は月末の外国為替レートにより邦貨換算することになっているが、換算レートは当局発表の報告省令レート、銀行の公示仲値のどちらを使用するのか。	確認のため。
119	施行規則第117条第1項第2号	一月ごとに様式第6号により作成した訴訟または調停の発生状況およびその処理状況についての報告書を主務大臣に提出することとされているが、訴訟の提起または調停の申立て、あるいは訴訟または調停の終結の都度、提出することで十分と考える。また、商品先物取引業に関する訴訟または調停であっても、規制の趣旨から見て、明らかに軽微なものについては対象外とすべきと考える。	訴訟の提起または調停の申立て、あるいは訴訟または調停の終結の都度、報告書の提出を求めることで、規制の目的は達成できると考えられる一方、こうした事象が発生していない月についても提出を求めるのは、規制の費用と便益との比較衡量において当を失したものと考えられるため。また、例えば、商品先物取引以外の取引等を主たる対象とする訴訟等に随伴しているに過ぎない場合や訴額が僅少な訴訟等については、提出を求めなくとも、規制の趣旨は達成できると考えられるため。
120	施行規則第117条第1項 様式第12号	1.「4.業務の状況」(2)③において「取引の種類」は、金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.359 No.128、P.364 No.163等記載の通り、「スワップ取引」「オプション取引」などの記載でよいとの理解でよいか。 2.記載上の注意5において、「預り金等を預金として取り扱っている者」である銀行は、不動産、有価証券等を含め、「3.委託者等資産保全措置の状況」全体の記載不要との理解でよいか。 3.記載上の注意14「③店頭商品デリバティブ取引の状況」における数量・契約者において、対象外取引を含めるか否かは、インターバンク取引を含めるか否かは、定義を記載すればどちらでもよいとの理解でよいか。	確認のため。
121	施行規則第118条 施行規則第121条	商品先物取引業自体を合併・分割を伴わない合併・分割・事業譲渡であれば、認可申請は不要との理解でよいか。例えば、商品先物取引業を行っていない子銀行を吸収合併する場合や、商品先物取引業を行っていない子会社を新設する場合は、不要との理解でよいか。	確認のため。

122	施行規則第126条の20第1項	<p>事故の確認を要しない場合に、以下の事項を追加願いたい。</p> <p>次に掲げる指定のいずれかを受けた指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 金融商品取引法第156条の39第1項の規定による指定 ロ 無尽業法第35条の2第1項の規定による指定 ハ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第12条の2第1項の規定による指定 ニ 農業協同組合法第92条の6第1項の規定による指定 ホ 水産業協同組合法第121条の6第1項の規定による指定 ヘ 中小企業等協同組合法第69条の2第1項の規定による指定 ト 信用金庫法第85条の4第1項の規定による指定 チ 長期信用銀行法第16条の8第1項の規定による指定 リ 労働金庫法第89条の5第1項の規定による指定 ヌ 銀行法第52条の62第1項の規定による指定 ル 貸金業法第41条の39第1項の規定による指定 ヲ 保険業法第308条の2第1項の規定による指定 フ 農林中央金庫法第95条の6第1項の規定による指定 カ 信託業法第85条の2第1項の規定による指定 コ 資金決済に関する法律第99条第1項の規定による指定 	<p>各業法に規定されている指定紛争解決機関は、各業法の主務官庁から指定を受けた機関であり、同項に掲げられる他の場合と中立性・公平性等に遜色がないと考えられるため。</p> <p>また、各業法の主務官庁から指定を受けた指定紛争解決機関における和解が成立しているにもかかわらず、事故確認を要するとなると、ADR制度の1つの特徴である「迅速な手続」が担保されなくなるため。</p>
123	施行規則第168条全体、第2項	<p>1.特定店頭商品デリバティブ取引とは、業対象外となる店頭商品デリバティブ取引のうち、その商品指標等が国内の商品取引所の上場指標等もしくはそれに関連する取引を指すとの理解でよいか。</p> <p>上記の前提で、例えばWTI等原油を指標とする業対象外の店頭商品デリバティブ取引については、TOCOMに上場されているガソリン等と関連があることから、特定店頭商品デリバティブ取引に該当する一方で、国内の商品取引所に上場されていない銅指標の業対象外の店頭商品デリバティブ取引については、特定店頭商品デリバティブ取引に含まれないとの理解でよいか。また、少なくとも、専らトレーディング目的の取引の場合には、適用はないとの理解でよいか。</p> <p>なお、可能であれば、特定店頭商品デリバティブ取引の対象となる取引を具体的に明示いただきたい。</p> <p>2.特定店頭商品デリバティブ取引のみを行うものは、外務員資格が不要との理解でよいか(法第200条第1項第6号において、店頭商品デリバティブ取引の勧誘等行為を行う場合とのみ記載あるため)。</p> <p>3.第3号に関し、現時点では対象上場商品が存在しないが、新商品開発の都度、許可届出を行う煩雑さを避けるため、「原油、重油、アルミニウム」等と記載し届出を行ってもよいか。</p> <p>4.法第352条において、特定店頭商品デリバティブ取引の商品対象として公示される上場商品とは、何が公示される予定か(施行規則第167条が削除されているため)。</p> <p>5.届出書類(定款・登記事項証明書等)で、許可申請書類と重複するものは、1つでよいか。</p>	<p>確認のため。</p>
124	施行規則第168条	<p>帳票については特定店頭商品デリバティブ以外の原資産についても同時に作成することが可能との理解でよいか。</p>	<p>対象の原資産のみについての帳票の作成が困難な場合が想定されるため。</p>

125	施行規則第168条第3項	商品・商品指数については、1つ1つの指標ではなく、例えば、「原油」など適宜合理的な範囲での区分で考えることで問題ないとの理解でよいか。	指標の追加の都度、届出を要する場合、実務上の負担が大きく、また迅速な顧客へのソリューション提供に支障を生ずる可能性があるため。
126	施行規則第168条第4項第1号	「取引の種類」とは具体的にどのようなことを記載すべきか。	確認のため。
127	施行規則第169条第1項	事故の確認を要しない場合に、以下の事項を追加願いたい。 次に掲げる指定のいずれかを受けた指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合 イ 金融商品取引法第156条の39第1項の規定による指定 ロ 無尽業法第35条の2第1項の規定による指定 ハ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第12条の2第1項の規定による指定 ニ 農業協同組合法第92条の6第1項の規定による指定 ホ 水産業協同組合法第121条の6第1項の規定による指定 ヘ 中小企業等協同組合法第69条の2第1項の規定による指定 ト 信用金庫法第85条の4第1項の規定による指定 チ 長期信用銀行法第16条の8第1項の規定による指定 リ 労働金庫法第89条の5第1項の規定による指定 ヌ 銀行法第52条の62第1項の規定による指定 ル 貸金業法第41条の39第1項の規定による指定 ヲ 保険業法第308条の2第1項の規定による指定 ワ 農林中央金庫法第95条の6第1項の規定による指定 カ 信託業法第85条の2第1項の規定による指定 コ 資金決済に関する法律第99条第1項の規定による指定	各業法に規定されている指定紛争解決機関は、各業法の主務官庁から指定を受けた機関であり、同項に掲げられる他の場合と中立性・公平性等に遜色がないと考えられるため。 また、各業法の主務官庁から指定を受けた指定紛争解決機関における和解が成立しているにもかかわらず、事故確認を要するとなると、ADR制度の1つの特徴である「迅速な手続」が担保されなくなるため。
128	施行規則第171条 附則第16条	帳簿の作成自体について施行日から1年間の経過措置をお願いしたい。	金融機関においては、同種の帳簿を作成していないものもあり、いずれにしてもシステム構築が必要なため。
129	施行規則第171条 附則第16条	附則第16条にある「準ずる帳簿」とは、要件を全て満たしていなくても、合理的に判断して相当する帳簿があればよいか。	確認のため。
130	施行規則第171条 附則第16条	附則第16条にある「準ずる帳簿を作成している場合には…みなす」とは、必ずしも一つの帳簿として法令どおりの体裁で整備することではなく、他の帳簿に記載がある、データで保有し必要なときに速やかに準備できる等の態勢が整備されていれば、金商法施行時と同様に許容されるとの理解でよいか。	確認のため。
131	様式第3号 (記載上の注意点2)	金融機関の内部管理部門は複数部署に跨るケースも多く、また人事異動等で人数も頻繁に変わることが想定されるため、人数の記載については、例えば「事業規模の多い業者については組織図等の添付で適切な体制が確認できる場合は除く」としていただきたい。	実務上の観点から要望するもの。

132	様式第11号	金融機関の場合、1.(4)~(7)、2(3)、4の全項目については、有価証券報告書で十分確認でき、またその方が適切かつ漏れのない自社の組織等の報告になると考えられるため、記載上の注意点として、「事業報告書の記載事項のうち、有価証券報告書等で代用可能なものについては、当該報告書等を添付することで足りる」と追記いただきたい。	実務上の観点から要望するもの。
133	様式第11号	3.訴訟に関する事項については、月次報告を行う様式6と重複するため、いずれかを削除いただきたい。	重複するため、実務上の観点から要望するもの。
134	様式第12号	中間決算月、年度決算月の報告については、決算調整反映後のものとし、翌々月の20日を提出期限とすることを許容いただきたい。	現在、中間決算月、年度決算月についての決算調整反映前の貸借対照表を報告しておらず、日計表については翌々月20日を提出期限に決算調整反映後のものを報告している銀行があるため。
135	様式第12号(月次報告書「定期業務報告書」シート／「役員及び使用人の総数」)	半期もしくは1年に一度の提出としていただきたい。また、外務員については日本商品先物取引協会に登録を行うこととなることから、運用面で柔軟な対応を許容いただきたい。	金商法との平仄も考慮し、報告頻度を下げて欲しい。多様な業務を担う金融機関にとって、商品先物取引に関し毎月報告を行うのは非常に負担が重い。
136	別表全体	帳簿の作成対応については、最低1年程度の経過措置をお願いしたい。	システム開発を要するため。
137	別表全体	経過措置期間作成分の法定帳簿は、金融機関については現在のシステムで対応できる範囲(金商法対応)を出力・保管することについて許容いただきたい。	システム開発を要するため。
138	別表全体	各種帳簿については、全て金商法対象のデリバティブ取引との混合保管を許容いただきたい(帳簿上、商先法対象取引と金商法対象取引を区分けすることが可能であることを前提として)。	一般的に金融機関では、金商法対応のデリバティブと同一のシステムで帳簿を作成すると考えられるため。
139	別表第四	注文伝票の保管期間については、金商法と同一(7年)としていただきたい。	一般的に金融機関では、金商法対象のデリバティブと同一のシステムで帳簿を作成するため、保管期間も同一とすることを要望するもの。
140	別表第四	自己取引は業対象外であることから、店頭デリバティブおよび商品先物取引については法定帳簿作成対象から外れているとの理解でよいか。また、会社が商品先物取引業者になっている場合であっても、この法定帳簿を作成する範囲はあくまでも業を行っている組織(セクション)のみが対象との理解でよいか。	確認のため。
141	別表第四 別表第六全般	各種帳簿については、全て金商法対象のデリバティブ取引との混合保管を許容いただきたい(帳簿上若しくは補助簿により、商先法対象取引と金商法対象取引を区分けすることが可能であることを前提として)。	金商法対象取引とは別に新たにシステムを開発することは、費用・時間の両面で負担が大きいため。

142	別表第四 別表第六全般	各種帳簿については、全て特定店頭商品デリバティブ取引と業対象となる店頭商品デリバティブ取引の混合保管を許容いただきたい(帳簿上若しくは補助簿により、両者を区分けすることが可能であることを前提として)。	業対象取引と特定店頭商品デリバティブ取引で、システムを別構築することは、費用・時間の両面で負担が大きいため。
143	別表第四 別表第六全般	各種帳簿の作成については、取引データをシステム内に保有している場合等において、合理的な期間内にハードコピーによる帳簿の作成が可能になっている態勢であれば問題ないとの理解でよいか。	確認のため。
144	別表第四 注文伝票	自己分の注文伝票について、電子執行端末から必要情報を抽出し、日々注文伝票を作成することはかまわないか。その際、電話で発注する分は手書きとし、電子執行端末分と分けて管理することは可能か。	確認のため。
145	別表第四 注文伝票	以下を「記載上の注意」に明記していただきたい。 注文伝票の作成に当たり、取引を行う際に取引契約書を取り交わす場合には、帳簿書類の記載事項がすべて記載されている取引契約書をもって帳簿書類とすることができる。当該取引契約書は別つづりとする。	金商法との整合性をとるため。
146	別表第四 注文伝票	以下を「記載上の注意」に明記していただきたい。 帳簿書類の一部について、当該記載事項が記載された取引契約書と契約番号により関連付けがされており、併せて管理・保存されている場合には、これらを一体として当該帳簿書類とすることができる。	金商法との整合性をとるため。
147	別表第四 注文伝票 記載上の注意十一(6)	注文伝票の「電磁的記録により作成する場合」、受注と同時にシステム入力できなくても、手書きで注文伝票を作成したものを後々システムに入力さえしていれば紙で個別に注文伝票を作成する必要はないようにも読めるが、そのような理解でよいか。また、ここで言う「手書きで作成した注文伝票」は電子計算機に入力した後も「注文伝票」として保管等が必要となるか。	確認のため。
148	別表第四 注文伝票 記載上の注意三及び十一(4)	「記載上の注意」の三では「受注日時及び約定日時については(略)受注年月日及び約定年月日を記載すれば足りる。」となっているのに対し、電磁的記録により作成する場合(記載上の注意十一(4))では「日付及び時刻」と入力時刻の記録が必須となっている。受注・約定日時と同様に入力日時についても時刻の記載は不要とし、十一(4)「及び時刻」を削除していただきたい。	記載事項統一のため。
149	別表第四 注文伝票	商品先物取引法の業規制を受けない海外商品先物取引業者をブローカーとする海外商品先物取引については、専ら自己トレーディング目的で行っている発注に関しては、注文伝票の記載要件を全て満たさなくても、当該ブローカーからのコンファメーション、成約・不成約連絡の写し等でもって代用することを許容していただきたい。	委託者保護の観点から考慮する必要がない取引について、実務上の観点から要望するもの。

150	別表第四 注文伝票	顧客との店頭商品デリバティブ取引については、契約書(写)＋必要な項目を別途補充することで注文伝票として整備することを認めていただきたい。	金融機関における店頭取引に関しては、注文伝票の記載要件の大半は契約書に記載されていることから、左記方法により対応することが可能なため。また、別帳簿作成によるシステム開発負担を回避するため(「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-3-3(1)⑥及び⑧」と同様の措置)。
151	別表第四 注文伝票(第1号)	指標となる原資産や取引所等が特定できる前提で、社内略称による記載を許容していただきたい(例えば、WTIであれば「WTI」と記載すれば足り、「West Texas Intermediate」など正式名称で記載する必要はないことを指す)(以下、全ての帳簿について同じ)。	実務上の観点から要望するもの。
152	別表第四 注文伝票(第2号)	当該商品先物取引業者における特定の種類の取引がすべて顧客と自己との相対取引であることが明らかな場合などについては、「自己又は受諾の別」を表記しないことが自己であることを示すものとして取り扱うことは可能との理解でよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.470参照)。
153	別表第四 注文伝票(第4、5号)	注文伝票の記載事項の「受注日時」、「約定日時」について、店頭商品デリバティブ取引において、受注行為と約定行為が同時に起こる場合は、受注および約定の日時を1つのみ記載することも可能との理解でよいか。	確認のため(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.474参照)。
154	別表第四 注文伝票(記載上の注意 第11号(3))	電磁的記録により作成する場合において、「注文内容の控えを作成」とは入力データのバックアップを作成・保存することとの理解でよいか。	確認のため。
155	別表第四 注文伝票(記載上の注意 第17号)	取引によっては発注ごと、約定ごとのつづり込み方が異なるケースも想定されることから、注文伝票のつづり込みは「発注または約定の日付順」としていただきたい。	実務上の観点から要望するもの(金商法政令・内閣府令パブリックコメント回答P.475参照)。
156	別表第四 商品デリバティブ取引日記帳(全体)	特定商品デリバティブ取引日記帳において、業対象外の取引を含めた全店頭商品デリバティブ取引について作成・保管することを許容いただきたい(帳簿上、業対象・対象外の区別を明示することを前提として)。	業対象取引と特定店頭デリバティブ取引でシステムを別に構築することは、費用・時間の観点から負担が大きい。
157	別表第四 商品デリバティブ取引日記帳(記載上の注意六(3))	「プット又はコールの別」とあるが、社内略称においてプットを「P」、コールを「C」と表示することでよいか(以下、全ての帳票に同じ)。	確認のため。
158	別表第四 商品デリバティブ取引勘定元帳(記載事項九、十)	登録金融機関における店頭商品デリバティブは、OTC取引であることが明らかであるため、手数料等・消費税額の表示は不要との理解でよいか。	確認のため。
159	別表第四 商品デリバティブ取引勘定元帳(全体)	取引データをシステム内に保管している場合等において、合理的な期間内にハードコピー等による帳簿の作成が可能になっている体制であれば問題ないとの理解でよいか。	行内管理のため。
160	別表第四 商品デリバティブ取引残高帳(全体)	商品デリバティブ取引残高帳と商品デリバティブ取引受渡計算帳は、金融商品取引法ではトレーディング商品勘定元帳に該当することから、1つの様式で管理するとしても問題ないか(両帳票の記載事項を網羅していることを前提として)。	一般的に金融機関では、金商法対応のデリバティブと同一のシステムで帳簿を作成すると考えられるため。

161	別表第四 商品デリバティブ取引残高帳(全体)	商品デリバティブ取引残高帳と取引勘定元帳はほぼ記載事項が一致することから、1つの様式で管理するとしても問題ないか(両帳票の記載事項を網羅することを前提として)。	各帳簿のボリュームが大きく、また記載事項の重複も存在することから、管理上1つの帳簿で管理できることが望ましいため。
162	別表第四、第六 商品デリバティブ取引受渡計算帳 特定店頭商品デリバティブ取引受渡計算書	「商品デリバティブ取引受渡計算帳」「特定店頭商品デリバティブ取引受渡計算書」は、商品の現物のやり取りが発生する可能性がある取引のみ作成を要する(商品の現物の受渡が発生する可能性がない店頭商品デリバティブ取引については作成不要)との理解でよいか。	確認のため。
163	別表第六 特定店頭商品デリバティブ取引日記帳(全体)	商品デリバティブ取引日記帳・特定店頭デリバティブ取引受渡計算書については、商品デリバティブ取引日記帳・商品デリバティブ取引受渡計算書と同様の内容であるため、商品デリバティブ取引日記帳と商品デリバティブ取引受渡計算書を作成・保管することを許容いただきたい。	各帳簿のボリュームが大きく、また記載事項の重複も存在することから、社内管理上1つの帳簿で管理できることが望ましいため。
164	附則	<p>1.金商法金商業等府令第80条と同様に、店頭商品デリバティブ取引に係る契約締結前交付書面を、締結前1年以内に当該顧客に対し、当該店頭商品デリバティブ取引と同種の内容の店頭商品デリバティブ取引に係る契約締結前交付書面を交付している場合には、契約締結前交付書面の交付を要しないとの規定を追加して欲しい。</p> <p>2.金商法金商業等府令附則第14条第1項と同様に、施行日以降に店頭商品デリバティブ取引を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該店頭商品デリバティブ取引と同種の内容の契約締結前交付書面を交付している場合には、法第217条の規定により交付したものとみなされるとの理解でよいか。理由は、2011年1月上旬に店頭商品デリバティブ取引を契約予定の場合で、2010年12月にしか交付できない事態も想定されるため。</p> <p>3.金商法金商業等府令附則第14条第2項において、旧金融先物取引法上の契約締結前交付書面を交付している場合には、金融商品取引法上の契約締結前交付書面を交付したとみなす規定があるのと同様に、施行日以降に店頭商品デリバティブ取引を締結しようとする場合であって、金商法第37条の3の規定により契約締結前交付書面を交付している場合には、法第217条の規定により交付したものとみなされるとの理解でよいか。</p> <p>4.金商法金商業等府令附則第14条第3項と同様に、施行日以降に店頭商品デリバティブ取引を締結しようとする場合であって、施行日前に、当該店頭商品デリバティブ取引と同種の内容の契約締結前交付書面を交付している場合には、同交付日を本項目1で交付した日とみなす旨の附則を追加して欲しい。</p>	<p>1・4: 為替予約と同様に、短期間に複数回取組を行う顧客が実際にあるため、要望するもの。</p> <p>2・3: 2011年1月上旬に店頭商品デリバティブ取引を契約予定の場合で、2010年12月にしか交付できない事態も想定されるため。</p>